平成２３年（フ）第１１２６号
大阪市鶴見区諸口１丁目５番４―707号
破産者　兒玉　　豊
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３４０号
大阪市浪速区恵美須西２―14―12　ライオンズマンション難波南第二502号室、開始決定時の住所奈良県橿原市葛本町695番地の２
破産者　北本　克巳
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７２５号
大阪府池田市石橋３丁目２番13号
破産者　向川　貴史
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０３９号
大阪市北区天満橋１丁目６番１号　アフィット天満橋402号室
破産者　山田千鶴子（旧姓宮崎・藤森・野本）
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１７７号
大阪府東大阪市岩田町５丁目15番32号　リューブリメーラ203号
破産者　松尾　貴史
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４５４号
大阪府茨木市宇野辺２丁目５番33号　パルプラザ茨木412号室、住民票上の住所大阪府茨木市穂積台７番24号
破産者　ピュアブルーミンこと　藤原　美咲（旧姓山川・横山）
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４８９号
大阪府東大阪市稲田上町２丁目２番58―603号
破産者　神林　利雄
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６１６号
大阪府吹田市山手町３丁目36番11―103号
破産者　百中幸一郎
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６１８号
大阪市北区天満１丁目26番21―301号、前住所大阪市北区天満橋２丁目３番18号　リバージュ伊藤401号室
破産者　平野景子こと　金　　景分
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６５０号
大阪府寝屋川市香里西之町16番14―104号
破産者　平田　英雄
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６５１号
大阪府東大阪市島之内２丁目10番６―401号
破産者　姫野　明光
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７０１号
大阪府門真市宮前町20番７号、前住所大阪府門真市江端町11番１―1131号
破産者　石田基司子
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８７３号
大阪府八尾市光南町１丁目５番13号、申立時の住所堺市東区草尾329番地１　グランドアーバー202号
破産者　戎本　大作
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９号
大阪府高石市西取石５丁目７番14号
破産者　小西　　昭
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
大阪府大阪狭山市池尻北２丁目10番４号101号、前住所大阪府大阪狭山市池之原２丁目1206番地の１
破産者　協栄電機こと　長﨑　勝幸
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４５１号
大阪府藤井寺市道明寺４丁目10番62号
破産者　リカーショップ・ニワこと　丹羽登美子
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５０１号
堺市堺区戎島町３丁22番地４　416号
破産者　中家美保子（旧姓幸本）
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５６７号
堺市中区毛穴町218番地１　シャーメゾン鈴の宮106号
破産者　冨山　江美
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係